

令和7年3月19日
国土交通省関東地方整備局
大宮国道事務所

一般国道17号本庄道路の事業認定申請について

国土交通省関東地方整備局は、令和7年3月19日に、一般国道17号本庄道路Ⅰ期「埼玉県本庄市沼和田字観音堂地内～群馬県高崎市新町字町南地内まで（延長7.0km）」間について、土地収用法に基づく事業の認定を国土交通大臣に申請しましたのでお知らせします。

事業認定申請に係る経緯

一般国道17号本庄道路の埼玉県本庄市沼和田地内から群馬県高崎市新町地内間については、これまで多くの地権者のご協力を得て、順次工事を実施しているところです。

残る用地について地権者の方々との交渉を重ねているところですが、現時点では用地取得の目処が立たない状況となっている箇所もあります。

このため、引き続き任意交渉に最大限の努力を続けてまいります。今後も用地取得ができない場合に備え、土地収用法に基づく事業認定の申請を行いました。

<発表記者クラブ>

竹芝記者クラブ 神奈川建設記者会 埼玉県政記者クラブ さいたま市政記者クラブ

<問い合わせ先>

関東地方整備局 大宮国道事務所

電話：048-669-1200（代表） メールアドレス：ktr-oomiya-koho01@mlit.go.jp

副所長（技） 大嶋（おおしま）（内線：204）

計画課長 富吉（とみよし）（内線：261）

路線の概要

一般国道 17 号本庄道路は、交通渋滞の緩和、交通事故の減少、緊急車両の通行及び災害物資の輸送等のネットワーク強化を目的とした埼玉県深谷市岡から群馬県高崎市新町までの延長 13.1 km のバイパス事業です。埼玉県本庄市沼和田から群馬県高崎市新町間の延長 7.0 km は I 期区間として事業中であり、令和 4 年 12 月に埼玉県と群馬県境にかかる神流川橋架替区間が暫定 2 車線で開通しています。

広域図



事業認定申請区間

- 全体計画区間 延長 7.0 km 車線数 4 車線
 - 自：埼玉県本庄市沼和田字観音堂地内
 - 至：群馬県高崎市新町字町南地内
- 起業地計画区間 延長 0.6 km 車線数 4 車線
 - ・埼玉県児玉郡上里町大字金久保地内 0.6 km

拡大図



起業地における用地取得状況

令和7年2月末現在

起業地	面積	26,675㎡
	うち取得済み面積	23,514㎡
	取得率	約88.2%

※起業地とは、事業認定申請における事業を施行する土地です。

※起業地には、道路や河川等用地買収を要しない土地は含んでいません。

工事の進捗状況

本庄道路Ⅰ期区間の埼玉県本庄市沼和田地内から群馬県高崎市新町地内間では、現在、盛土等の改良工事及び橋梁工事を行っています。

①



📷 本庄市沼和田付近の工事状況

写真撮影：令和7年1月

②



📷 上里町神保原付近の工事状況

写真撮影：令和7年1月

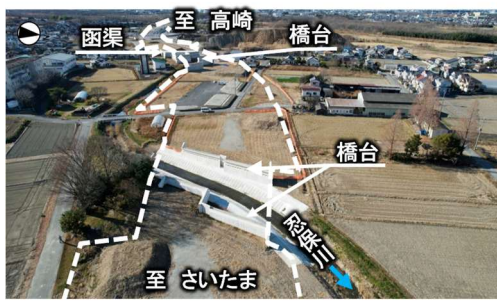
③



📷 上里町神保原付近の工事状況

写真撮影：令和7年1月

④



📷 上里町金久保付近の工事状況

写真撮影：令和7年1月

「土地収用法に基づく事業認定」とは

土地収用法は、日本国憲法第二十九条3項の「私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる」との規定に基づき、「公共の利益となる事業に必要な土地等の収用又は使用に関し（中略）、公共の利益の増進と私有財産との調整を図り、もつて国土の適正且つ合理的な利用に寄与すること」を目的として定められたものです。

事業認定手続は、この土地収用法の手続の一つであり、国土交通大臣又は都道府県知事（事業認定庁）が、申請に係る事業が『高い公共性を有し、かつ土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものであることを審査し、当該事業のために土地等を収用又は使用する必要があること』について認定する手続です。

土地収用法（昭和26年法律第219号）
 （事業の説明）
 第十五条の十四 起業者は、次条の規定による事業の認定を受けようとするときは、あらかじめ、国土交通省令で定める説明会の開催その他の措置を講じて、事業の目的及び内容について、当該事業の認定について利害関係を有する者に説明しなければならない。
 （事業の認定）
 第十六条 起業者は、当該事業又は当該事業の施行により必要を生じた第三条各号の一に該当するものに関する事業（以下「関連事業」という。）のために土地を収用し、又は使用しようとするときは、この節の定めるところに従い、事業の認定を受けなければならない。

土地収用法の手続の流れ

